

広島県受託研究実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県総合技術研究所（以下「研究所」という。）が広島県以外の者から委託を受けて実施する研究（以下「受託研究」という。）に関し、必要な事項を定める。

(受託基準)

第2条 研究所が実施する受託研究の基準は、産業技術の振興又は県民生活の安全、安心の確保につながるものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 研究所が行う試験研究と関連して実施することが必要かつ有益であると認められるもの
- (2) 研究所の施設、機器又は研究所職員の有する専門技術が特に必要であると認められるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、研究所の長（以下「所長」という。）が研究所で受託研究することが特に必要かつ有益であると認めるもの

(申請)

第3条 研究所に研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、別記様式第1号による受託研究申請書を受託研究を希望する研究所各センター（保健環境センター、食品工業技術センター、西部工業技術センター、東部工業技術センター、農業技術センター、畜産技術センター、水産海洋技術センター及び林業技術センター）を通じて所長に提出しなければならない。

(受託の諾否及び契約)

第4条 所長は、前条に規定する申請があったときは、受託研究として承諾するかどうかを決定し、受託するときは別記様式第2号の受託研究承認通知書により、受託しないと判断したときは別記様式第3号の受託研究不承認通知書により、委託者に通知するものとする。

2 所長は、受託研究を実施するときは、別記様式第4号を標準とする受託研究契約を締結するものとする。

(受託研究費の納入)

第5条 受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）は、別に定める算定基準により算出するものとし、委託者は、受託研究費の概算額を別に指示する期日までに、県に納入しなければならない。

(研究補助者の受入)

第6条 所長は、研究内容に応じ委託者の職員を委託者の費用負担により研究補助者として受け入れることができる。

(研究資材等の提供)

第7条 委託者は、研究用資材、設備等を提供することができる。ただし、その費用は無償とし、搬入及び搬出に要する費用についても委託者の負担とする。

(受託研究費により取得した物品等の帰属)

第8条 受託研究費により取得した物品等は、研究所に帰属する。

(受託研究の中止)

第9条 所長は、天災その他やむを得ない理由により、受託研究の継続が困難となったときは、これを中止することができる。

(研究結果の報告)

第10条 所長は、受託研究を終了したときは別記様式第5号による受託研究終了報告書により、受託研究を中止したときは別記様式第6号による受託研究中止報告書により、遅滞なく委託者に報告するものとする。

(受託研究費の精算)

第11条 所長は、受託研究を終了し、又は中止したときは、第5条の規定により納入を受けた受託研究費の概算額を遅滞なく精算するものとし、別記様式第7号による受託研究費精算通知書により、委託者に通知するものとする。

(知的財産権の帰属及びその取扱い等)

第12条 受託研究により創出された発明等の知的財産（知的財産基本法〔平成14年法律第122号〕第2条第1項の「知的財産」をいう。）に係る知的財産権は、その持分を当該発明等に対する研究所の寄与に基づき所長と委託者が協議して定める。

2 前項において、当県単独の持分となった場合は、広島県は当該発明等の知的財産に係る知的財産権の出願を単独で行うことができ、知的財産権は広島県にのみ帰属する。

3 前項により広島県が知的財産権を単独で出願したときは、所長は遅滞なく委託者へ通知する。

4 第1項において、持分共有とした場合、原則、広島県の提示様式に準拠した共同出願契約書を締結し、当該知的財産権の出願を広島県と委託者が共同で行うことができる。

5 前項により共同出願するときは、出願から権利化、権利の登録維持管理まで（以下「出願等」という。）に要する全ての費用について、原則、委託者が負担するものとし、所長と委託者が協議のうえ、共有とする知的財産権の第三者への権利行使及び委託者による自己実施等に係る取扱いを共同出願契約書に定めるものとする。

6 日本国外に出願する知的財産権の帰属及びその取扱い等についても、前五項の規定によることとする。

(研究成果の公表)

第13条 所長及び委託者は、受託研究の実施期間中及び終了後、研究成果を公表しようとするときは、事前に相手方と公表の内容、範囲を協議し同意を得るものとする。

(適用除外)

第14条 所長は、受託研究が国、独立行政法人若しくは地方公共団体からの委託又は再委託である場合又は特別な事情がある場合は、この要綱の一部を適用しないことができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、受託研究の事務取扱に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月26日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月13日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

受託研究申請書

年 月 日

広島県立総合技術研究所長 様
(センター)

申請者の住所又は所在地
申請者の氏名又は名称
及び氏名又は代表者の氏名

次のとおり研究を委託したいので、広島県受託研究実施要綱第3条の規定により申請します。

受託研究課題			
受託研究の 具体的内容			
受託研究の 目的			
受託研究結果 の利用方法			
研究に要する 経費(概算)	(明細は別紙のとおり)		
受託研究を 希望する期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
研究用資材等 の提供			
知的財産権の 取扱いに係る 希望			
研究補助者	氏 名		専 門 分 野
申請者の概要	業 種		業務内容
	資本金		従業員
誓 約 (該当の場合のみ)	<input type="checkbox"/> 3Dプリンタ, 3Dスキャナを利用する依頼の場合, 次のとおり誓約します。		
	<ul style="list-style-type: none">・持ち込み物品は不正に入手したものでない・第三者の権利を侵害するものでない・その他, 法令違反に該当するものでない		
そ の 他 希 望 事 項			

注) 受託研究の内容により、総合技術研究所長が研究補助者の資格証、履歴書等の提出を必要とする場合は提出してください。

(別 紙)

受託研究費概算明細書

区 分	経 費	積 算 内 容			
(1) 技術料(人件 費相当額)	円	職員1人当りの 平均時間単価①	受託研究に要する 延べ時間数②	計(円) (①×②)	
(2) 消耗品費	円	消耗品名	単価①	数量②	計(円) (①×②)
		合 計			
(3) 光熱水費	円	職員1人当りに 要する光熱水費の 平均時間単価①	受託研究に要する 延べ時間数②	計(円) (①×②)	
(4) 設備利用費	円	使用機器名	使用単価 ①	使用時間 ②	計(円) (①×②)
		合 計			
(5) 旅 費	円	出張先・宿泊	出張旅費 ①	回数 ②	計(円) (①×②)
		合 計			
(6) その他経費	円	品 名	単価①	数量②	計(円) (①×②)
		合 計			
受託研究費	千円	(1)～(6)の合計 + ((1)+(4)+(6)) × 消費税率 = <input type="text"/> 円 ※千円未満切り捨て <input type="text"/> 千円 注) 各区分で積算した経費の合計額に消費税を乗ずるものとする。 (ただし、購入単価又は購入価格に消費税が含まれる場合は除くものとする。)			

(別記様式第2号)

受託研究承認通知書

年 月 日

様

広島県立総合技術研究所長
(センター)

年 月 日付けで申請のあった____(研究課題)____に関する受託研究については、受託
することとしましたので、広島県受託研究実施要綱第4条第1項の規定により通知します。

(別記様式第3号)

受託研究不承認通知書

年 月 日

様

広島県立総合技術研究所長
(センター)

年 月 日付けで申請のあった (研究課題) に関する受託研究については、次の理由により、受託できないので、広島県受託研究実施要綱第4条第1項の規定により通知します。

(不承認の理由)

(別記様式第4号)

受託研究契約書

広島県を甲とし、
を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり受託研究契約を締結した。

(目的)

第1条 乙は、次の受託研究課題を甲に委託し、甲はこれを受託した。

- (1) 受託研究課題
- (2) 受託研究内容
- (3) 受託研究実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(定義)

第2条 本契約における用語の意味を次の各号に定める。

- (1) 研究結果 本受託研究の実施により得られた結果であつて、受託研究終了報告書(第7条により中止した場合は、受託研究中止通知書)に記載した内容をいう。
- (2) 研究成果 本受託研究の実施又は実施の過程で得られた発明、考案、意匠、著作物、その他の技術的成果をいう。
- (3) 研究成果品 本受託研究の研究成果及び研究成果により創作、抽出又は取得し、有形かつ学術的・技術的価値を有すると判断したものをいう。

(受託研究費等)

第3条 受託研究に要する経費(以下「受託研究費」という。)の概算額は、金 円
(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

- 2 受託研究費は、乙が負担し、別に指示する期日までに甲に納入するものとする。
- 3 前項の規定は、本契約の変更により、受託研究費の概算額が増加したときにおける当該増加額について準用する。
- 4 甲は、本契約の変更により、受託研究費の概算額が減少したときは、当該減少額を遅滞なく乙に返還するものとする。

(研究補助者の派遣)

第4条 甲は、受託研究の期間中、必要に応じて乙に対し、研究補助者の派遣を要請することができる。

- 2 前項の規定による研究補助者の派遣に係る経費は、乙が負担するものとする。

(提供資材等)

第5条 乙は、必要に応じて、受託研究に必要な資材及び機械器具(以下「提供資材等」という。)を甲に提供するものとする。

- 2 前項の提供資材等の搬入及び搬出並びに据付及び撤去に要する経費は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、提供資材等が亡失又は棄損したことにより、乙が損害を受けた場合においても、当該亡失又は棄損が、甲の職員の故意又は重大な過失によるときを除き、当該損害について賠償する責めを負わないものとする。

(機械器具等の賠償義務等)

第6条 乙は、派遣した研究補助者が故意又は重大な過失により甲の所有する機械器具等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙が派遣した研究補助者の故意又は重大な過失による本人の負傷もしくは事故について一切の責任を負わないものとする。

(受託研究の中止)

第7条 甲は、天災その他やむを得ない理由により、受託研究の継続が困難となったときは、これを中止することができる。

2 甲は、前項の規定による受託研究の中止により、乙が受けた一切の損害について賠償する責めを負わないものとする。

(研究結果の通知)

第8条 甲は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく研究結果を乙に報告するものとする。

(受託研究費の精算)

第9条 甲は、受託研究を終了し、又は中止したときは、第3条の規定により納入を受けた受託研究費の概算額を遅滞なく精算するとともに、乙に通知するものとする。

(知的財産権の帰属及びその取扱い等)

第10条 本受託研究により甲の職員が独自に発明等（以下「独自発明等」という。）を行ったときは、独自発明等に係る知的財産権について、甲は単独で出願できるものとする。

2 前項により、甲が独自発明等の単独出願を行うときは、甲は独自発明等を行ったことについて、事前に乙の確認を得るものとする。

3 本受託研究により甲の職員と乙の職員が共同して発明等（以下「共同発明等」という。）を行ったときは、共同発明等に係る知的財産権について、原則、甲及び乙に帰属するものとし、共同発明等への寄与に基づき甲と乙が協議して互いの持分割合を定めた上で、共同して出願（以下「共同出願」という。）することができるものとする。

4 前項により共同出願するときは、持分割合に関わらず、原則、共有知的財産権の出願から権利化、権利の登録維持管理まで（以下「出願等」という。）に要する全ての費用を乙が負担するものとし、共有知的財産権に係る取扱いを甲と乙が協議のうえ、原則、甲の提示様式に準拠して共同出願契約を締結するものとする。

5 日本国外に出願する知的財産権の帰属及びその取扱い等についても、前四項の規定によることとする。

(研究成果品の帰属)

第11条 受託研究の結果生じた研究成果品の帰属は、甲及び乙が協議して定めるものとする。ただし、受託研究申請書等であらかじめ帰属及び取扱いが明確なものを除く。

(優先実施権)

第12条 乙及び乙の指定する者に限り、受託研究の結果得られた研究成果のうち、甲の独自発明等に係る甲が単独で保有する知的財産権（以下「甲単独知的財産権」という。）を受託研究の終了した日から 年間、優先的に実施できるものとする。

2 甲は、受託研究の結果生じた共同発明等に係る共有知的財産権を、受託研究の終了した日から 年間、乙が指定する者に限り、乙が優先的に実施させることについて、同意する。

(第三者に対する実施許諾)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に甲単独知的財産権又は共有知的財産権の実施を許諾できるものとする。

(1) 乙及び乙の指定する者が、優先実施期間中、甲単独知的財産権又は共有知的財産権を、

正当な理由なく実施しないとき。

(2) 前条の規定により、乙及び乙の指定する者に優先実施権を付与し又は付与したことが、公共の利益を著しく損なうと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により、第三者に対し共有知的財産権の実施を許諾しようとするときは、乙の同意を得るものとする。

(実施料等)

第14条 甲は、乙及び乙の指定する者並びに第三者に対して、甲単独知的財産権及びこれに係る甲の独自発明等を実施させるときは、別途締結する契約書に定める実施料を受け取ることができる。

2 甲は、乙が共有知的財産権及びこれに係る共同発明等を実施しようとするときは、別途締結する契約書において、実施料相当額の不実施補償料を定めて受け取ることができる。

3 甲及び乙は、乙の指定する者又は第三者が共有知的財産権及びこれに係る共同発明等を実施しようとするときは、共有知的財産権に係る契約書を、原則、当事者全員で締結することとし、当該契約書に定める実施料を甲及び乙の持分に応じて分配するものとする。

4 前項の実施料を定めるときは、乙は甲の意向を尊重するものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、受託研究において知り得た一切の情報を秘密として取扱い、相手方の同意なしに第三者に開示してはならない。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 既に公知の情報であるもの

(2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの

(3) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの

(4) 他の規定等に別段の定めがあるもの

2 前項の秘密の保持については、本契約期間にかかわらず、本契約終了後 年間有効とする。

(研究成果の公表)

第16条 甲及び乙は、受託研究の実施期間中及び終了後、研究成果を公表しようとするときは、事前に相手方と公表の内容、範囲を協議し同意を得るものとする。

2 甲は、第13条の規定により甲単独知的財産権及びこれに係る甲の独自発明等の実施を第三者に許諾したときは、前項の規定に関わらず、当該研究成果を公表できるものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本契約書に違反したときは、本契約を解除することができる。ただし、是正について催告されてもなお相当期間内に是正しない場合とする。

2 甲は、乙が広島県の「物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領」別表の措置要件に該当すると認められるときは、本契約書を解除することができる。

3 甲は、前二項の規定により本契約書を解除した場合において、損害を受けたときは、乙に対して、損害賠償の請求をすることができる。

(疑義の解決)

第18条 この契約に定める事項に疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項で必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 広島県
契約担当職員
広島県立総合技術研究所
所長 印

乙 住所
事業所等名
代表者 印

(別記様式第5号)

受託研究終了報告書

年 月 日

様

広島県立総合技術研究所長
(センター)

年 月 日付けで契約を締結した (研究課題) に関する受託研究が、終了しましたので、広島県受託研究実施要綱第10条の規定により通知します。

受託研究結果

1 研究題目	
2 研究員の職・氏名	
3 研究の実績	
4 知的財産権の状況	
5 成果の活用	

(別 紙)

受託研究費精算明細書

区 分	経 費	積 算 内 容			
(1) 技術料 (人件 費相当額)	円	職員 1 人当りの 平均時間単価①	受託研究に要する 延べ時間数②	計 (円) (①×②)	
(2) 消耗品費	円	消耗品名	単価①	数量②	計 (円) (①×②)
		合 計			
(3) 光熱水費	円	職員 1 人当りに 要する光熱水費の 平均時間単価①	受託研究に要する 延べ時間数②	計 (円) (①×②)	
(4) 設備利用費	円	使用機器名	使用単価 ①	使用時間 ②	計 (円) (①×②)
		合 計			
(5) 旅 費	円	出張先・宿泊	出張旅費 ①	回数 ②	計 (円) (①×②)
		合 計			
(6) その他経費	円	品 名	単価①	数量②	計 (円) (①×②)
		合 計			
受託研究費	千円	(1)～(6)の合計+ ((1)+(4)+(6)) ×消費税率 = <input type="text"/> 円 ※千円未満切り捨て <input type="text"/> 千円 各区分で積算した経費の合計額に消費税を乗ずるものとする。 (ただし、購入単価又は購入価格に消費税が含まれる場合は除くものとする。)			